

# 令和8年度 AI を活用した英語授業支援及び英語発信力強化プログラム業務委託仕様書

## ○委託業務名称

令和8年度 AI を活用した英語授業支援及び英語発信力強化プログラム業務委託

## ○業務委託期間

契約締結時から令和9年3月31日まで

## ○事業の概要・目的

大分県においては、各種調査結果等から、生徒の英語力や英語での言語活動の充実は課題がある。その改善に向けては、生徒が自分の意見を述べるのに必要となる知識及び技能の定着や実践的なコミュニケーション場面においてそれらを活用する思考・判断を伴った発信機会の体験が課題として挙げられる。その改善に向けて、大分県教育委員会はAIを効果的に活用することを通して、豊かな英語による言語活動の機会を提供する授業づくり、即時の振り返りを活用しながら目標の到達に向けて自律的に学ぶ姿勢の育成を目的とする。

## ○業務概要

### (1) AI を活用した英語授業支援業務

対象: 県立高等学校 (5校) 939人

公立中学校 (3校) 503人

内容: AI を活用した英語授業づくりの支援プログラム

AI を活用した英語発信力強化支援プログラム

### (2) AI を活用した英語授業支援分析業務

内容: 実施校及び県教育委員会との連携

実施校へ取組のデータ分析及び提供

県内への取組の普及と実施校間の連携

### (3) AI を活用した英語授業支援サポート業務

内容: 実施校及び県教育委員会との連携

実施校への活用支援

実施校へのアンケート実施および分析

## ○業務詳細

### (1) AI を活用した英語授業支援業務

- ・ AI を活用した英語発信力（「話すこと」「書くこと」）の育成を図るプログラムを提供すること。
- ・ AI を活用した生徒の実態に応じた個別最適な学びのプログラムを提供すること。
- ・ 生徒が自分のレベルに応じた学習に取り組むプログラムができること。
- ・ 学習者が授業内だけでなく、家庭学習でも活用できるプログラムがあること。
- ・ AI を活用する学校が使用する教科書に準拠したプログラムを提供すること。

- ・生徒が地域の魅力を発信する練習ができるプログラムを提供すること。
- ・生徒が使用できる期間については、契約締結後速やかに開始すること。
- ・授業者が、授業での活用を通し、言語活動の充実につながるプログラムがあること。
- ・英語力の評価が CEFR に基づいて行われること。
- ・各学校の手続き等は受託者が直接各学校と行うこと。
- ・原則、学習者はタブレット端末を利用できること。
- ・活用する AI については以下の通りとする。

#### －音読・プレゼンテーション練習

- ・教員が音読用の英文を音読課題として事前に登録可能であること。
- ・上記の課題について生徒がモデルとなる英語の音声を確認可能であること。
- ・上記の課題以外にも、日々の授業で活用可能な課題が用意されていること。
- ・生徒は自らのプレゼンテーションを練習し、録画することが可能であること。
- ・スピーキングに対するスコアリングが可能であり、生徒に対し誤りを指摘可能であること。
- ・生徒が自らスコアリングの変遷や発表原稿・録画を確認可能であること。

#### －やり取り練習

- ・日常的な話題や社会的な話題など幅広いテーマにおいて、生徒が AI を相手に、英語でのやり取りの練習が可能であること。
- ・教員が、やり取りのテーマ、難易度、目標ゴールを設定可能であること。
- ・教員及び生徒が発言数、発話単語数、やり取りの回数、文法の正確さ等を確認可能であること。
- ・教員及び生徒がやり取りの履歴や発話音声等を確認可能であること。

#### －ライティング練習

- ・生徒が英作文にあたり、表現や文法のフィードバックを受けることが可能であること。
- ・教員が英作文のテーマ、単語数、使用する単語・文法等の達成項目を設定可能であること。
- ・教員及び生徒が単語数、文法チェックを行った回数等を確認可能であること。

## (2) AI を活用した英語授業支援分析業務

- ・活用状況の結果を実施校、県教育委員会及び所管する市町村教育委員会へ提供すること。
- ・委託者の求めに応じて打ち合わせ等を行い、必要な調整、指導や助言を行うこと。
- ・実施校への授業での活用、生徒の学習状況等を分析し、フィードバックすること。
- ・県内への普及に係る資料の作成及び分析は本委託業務の内容に含むこと。
- ・県内への普及に係る運営、資料作成等については、委託者と協議のうえ行うこと。
- ・モデル校および県教育委員会に対する研修会の運営・情報提供は本委託業務の内容に含むこと。
- ・モデル校および県教育委員会に対する研修会の運営・情報提供については、委託者と協議のうえ行うこと。
- ・モデル校の教員を対象として実施する研究会は以下の通りとする。

#### －オリエンテーション（5月）

- ・操作方法や具体的な活用事例についての説明
- ・「生成 AI の利活用に関するガイドライン」の説明

- － 中間勉強会(8月下旬)
  - ・活用状況や活用に伴う成果と課題の共有
  - ・効果的な活用に向けたワークショップの実施
- － 事業成果報告会(1月下旬)
  - ・活用状況や活用に伴う成果と課題の共有
  - ・効果的な活用場面や活用方法についてワークショップの実施

### (3) AIを活用した英語授業支援サポート業務

- ・実施校への運営等に係る支援を必要に応じて行うこと。
- ・研修会に係る資料の作成内容については、委託者と協議のうえ作成を行うこと。
- ・他自治体において、実施及びサポートの十分な実績があること。

## ○その他

### (1) 実施体制

管理責任者の配置・調整

- ・本業務の実施にあたり、管理責任者を1名配置し、委託者とのミーティング等に出席させること(オンラインも可)。
- ・電話、メール等にて迅速かつ確実な連絡体制を構築すること。
- ・契約締結後、本業務の実施計画を明確かつ詳細に作成・提示すること。
- ・企画提案等の内容について、県と委託候補者との協議により、調整を行ったのち、契約を締結すること。
- ・本仕様書に記載のない事項及び解釈については、委託者と受託者が協議のうえ、定めるものとする。

### (2) 成果物等

- ・各企画の実施計画書(詳細版): 委託者と協議を行い、企画実施前に提出すること。
  - ・英語授業支援分析書: 下記項目を盛り込んだ報告書(紙及びデータ)を作成し、実施2か月後、4か月後、6か月後を目途に、目途に、県教育委員会及び各高等学校に提出すること。
- (項目) 学習進捗分析(学校別: 英語力の推移、学習履歴等)
- ・成果物等は著作権及び個人情報の管理に配慮したものとする。

### (3) 業務の完了報告

- ・業務完了後、令和9年3月31日までに、委託者へ業務完了報告書及び上記の成果物を提出すること。

### (4) 個人情報の取り扱い

- ・別紙(機密保持及び個人情報保護に関する特記事項)のとおり。
- ・業務に当たっては、著作権、肖像権等に配慮するとともに、個人情報保護について関係法令等を遵守すること。